

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画木刈七丁目地区地区計画を次のように変更する。

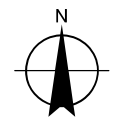
名 称	木刈七丁目地区地区計画
位 置	印西市木刈七丁目の全部の区域
面 積	約 4. 3 h a
地区計画の目標	<p>印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として②首都圏における広域連携拠点として③近郊レクリエーション拠点として④立地優位性と地域資源を活かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>千葉ニュータウン中央駅圏は、北総地域の中心核として、成田国際空港との近接性を生かした商業・業務・文化・交流機能を有する新都市型市街地の形成を目指している。</p> <p>本地区は、千葉ニュータウン中央駅の北西約1.4kmに位置し、戸建住宅を主体とした住宅地や街区公園に隣接し、これら周辺の良い都市環境と調和する住宅地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、適正な土地利用の誘導により良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、戸建住宅を主体としたうるおいのある良好な住宅地の形成を図るために、「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を定める。</p> <p>■土地利用の方針 本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。 ・本地区東側に隣接する市道29-128号線に面する法面は、建築物及び工作物を排除するとともに連続的な緑化空間として適正な整備及び管理を行い、魅力的な街並みの形成及び保全を図る。 <p>■地区施設の整備の方針 計画区域内に整備される道路等については、地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <p>■建築物の整備の方針 地区計画の目標を踏まえ、良好な住宅地の形成及び周辺都市環境との調和を図るため、住宅地区には「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「壁面後退区域における工作物等の設置の制限」、「建築物の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

地区整備計画書

地区整備計画に関する事項	地区の区分	地区の名称	住宅地区
		地区の面積	約 4.3 ha
	建築物等に 関係する 計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（イ）項第2号に掲げる建築物 (2) 長屋 (3) 建基法別表第2（イ）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 建基法別表第2（イ）項第4号に掲げる学校 (5) 建基法別表第2（イ）項第5号に掲げる建築物 (6) 建基法別表第2（イ）項第7号に掲げる公衆浴場
		建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。
		壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 (1) 1号壁面線においては、4m以上とする。 ただし、1号壁面線を除く敷地境界線について、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 建築物に附属する物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 建築物に附属する自動車車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの
		壁面後退区域における工作物等の設置の制限	壁面の位置の制限により壁面後退した区域には、看板、広告塔、自動販売機等、連続的な緑化空間の形成を妨げる工作物を設けてはならない。 ただし、垣又はさくの構造の制限に適合したもの及び街路灯等、公共の用に供することを目的としたもので市長が認めたものについては、この限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他外から望みされる部分の色は、周辺環境へ配慮した中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 また、市道29-128号線沿いの法面を含む敷地内の地盤高は、本地区計画の都市計画決定時における地盤高から変更してはならない。ただし、敷地の出入口、自動車車庫及び物置等の建築並びに作庭のために必要な最低限度の変更については、この限りでない。
		垣又はさくの構造の制限	敷地境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣は開放性を確保するよう高さ、間隔に配慮して配置するとともに、適正な管理を行わなければならない。特に、1号壁面線に設ける生垣は低木とすること。 生垣以外とする場合は安全に配慮した構造のもので、以下に掲げるとおりとする。 1号壁面線においては、地盤面から高さ1m以下とし、その全面を開放性のあるフェンス等とする。 1号壁面線以外の敷地境界線においては、地盤面から高さ2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでない。

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」
理由 新住宅市街地開発事業の事業完了に伴い、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来にわたり良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

計画概要図(木刈七丁目地区)



凡例

- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 住宅地区
- 壁面の位置の制限
- 1号壁面線(4m以上)

